令和８年度厚木市市民協働推進委員会第２回会議次第

日時　令和８年 10 月２日（金）午後１時 15 分から
場所　あつぎ市民交流プラザ７階　ルーム 702
ミュージックルーム１

１　開　会

２　挨　拶

３　案　件

(1) 令和９年度市民協働提案事業の第二次審査について　資料１～４

(2) 第二次審査（プレゼンテーション）　事前配付資料

(3) 第二次審査の結果取りまとめについて

４　その他

５　閉　会

資料1

令和9年度市民協働提案事業 第二次審査対象事業

市民提案型事業【3件】

No.	新規/継続	団体名	事業名	事業概要	担当課
1	継続 （3年目）	あつぎストリートフェス実行委員会	あつぎストリートフェス	厚木市では「あつぎミュージックフェスティバル」の新人シンガー発掘オーディションを実施し、若手アーティストの育成を行うなど、自治体としては全国的にも珍しく特色のある取り組みを進めている。今後より一層「音楽」が厚木市の特色の一つとして根付き、音楽関連業界への道を目指す若者たちの夢を応援するため、市と協働して、若手アーティストの路上ライブを開催する。	文化魅力創造課
2	継続 （3年目）	厚木市体操協会	トップアスリートの実技指導や講話を通じて、児童の「夢」を育み、スポーツへの興味関心を高める。	障がい者児童も参加できる「楽しい体操イベント」を行い「体操の魅力を伝え、厚木からオリンピアンを輩出する」を目的として行動する。 体操を通じて子どもたちの笑顔の絶えないキラキラ輝く明るい未来を築く。	スポーツ魅力創造課
3	継続 （2年目）	特定非営利活動法人こどものえんむすび	地域子育て支援プラットフォーム運営事業	1．子育て支援情報サイト「地域子育てカレンダー」の拡充と活用 2．「子育て相談会」の土日開催 3．子育て支援団体の連携強化と育成 「地域子育てカレンダー」で地域支援活動の情報を集約し子育て世帯へ周知するとともに、土日開催の「子育て相談会」にて支援や居場所を必要とする世帯との直接的な接点を作る。	こども家庭センター （子育て支援担当）

資料２

令和９年度市民協働提案事業
第二次審査スケジュール

１　日時　令和８年10月２日（金）午後１時30分から
２　場所　あつぎ市民交流プラザ７階　ミュージックルーム１
３　内容　(1) 提案団体によるプレゼンテーション（10分程度）
　　(2) 審査委員からの質疑（10分程度）
４　スケジュール

時　間	内　容
１３：３０	開会
１３：３５	１　あつぎストリートフェス 【あつぎストリートフェス実行委員会】
１４：００	２　トップアスリートの実技指導や講話を通じて、児童の「夢」を育み、スポーツへの興味関心を高める。 【厚木市体操協会】
１４：２５	３　地域子育て支援プラットフォーム運営事業 【特定非営利活動法人こどものえんむすび】
１４：４５	終了

※　団体の入替え時間として５分間を見込んでいます。

資料３

第二次審査における質問事項
【あつぎストリートフェス】

1　厚木市が目指す文化芸術の聖地づくりの一助になることが期待され、とても素晴らしい事業だと思います。

2　毎月定期的に開催し、企画・運営する労力は大変なことだと思います。令和７年度の来場者数が約 1,500 人とのことですが、増加傾向ですか。

3　今までに路上ライブに参加した若手アーティストの人数と、実際にプロになられたアーティストはいらっしゃいますか。

4　来場者にアンケート等は取っていますか。

5　１年目の参加アーティスト人数（50 アーティスト）前年度プレゼン質疑応答時におっしゃっていましたが、増減はありますか。

6　収入予算の自主財源(内訳:企業からの協賛金/662,000 円)は見込めそうですか。
　また、１年目と２年目の協賛金の実績に過不足はありましたか。

7　自主財源の企業からの協賛金で、バナー等への広告掲載費とは具体的にどのようなものですか。

8　昨年度のプレゼンで「雨の日、タープを貼れるよう許可が出れば良い。」とおっしゃっていましたが、対策はされましたか。
　また、野外なので、実際に悪天候に見舞われた事はありますか。(中止になった事はありますか。)

第二次審査における質問事項

【トップアスリートの実技指導や講話を通じて、児童の「夢」を育み、スポーツへの興味関心を高める。】

1　令和７年度の事業実績をみると、「オリンピアンと一緒に体操しよう！」という事業に、心と体の発達が気になる児童の参加者が 147 名ととても多く素晴らしい事業だと思います。

2　近隣の高校や大学等の体操クラブとの連携・交流はありますか。

3　参加した児童、保護者にアンケート等は取っていますか。

4　イベントの会場は（１年目は南毛利スポーツセンター）毎年同じになりますか。無料で借りられそうですか。

5　昨年のプレゼンで、４年目以降の企業･ボランティア協賛に不安を抱かれていましたが、事業継続は見込めそうですか。

第二次審査における質問事項
【地域子育て支援プラットフォーム運営事業】

1　「地域子育てカレンダー」で地域支援活動の情報を集約し子育て世帯に周知することと、「子育て相談会」の土日開催を実施（申請時点で 371 世帯が登録）することは、子育てに悩みのある世帯にとって、とても素晴らしい事業だと思います。

2　「子育て相談室」に登録している現在の世帯数は増加傾向ですか。

3　前年度「相談会」は何回開催しましたか。
　一回に何家族くらい来られましたか。

4　「相談会」では、子育て世帯の突発的な生活困窮（食支援など）の相談はありましたか。どのような対応をされましたか。

資料４

厚木市市民協働事業提案制度審査基準

１　目的

この基準は、厚木市市民協働事業提案制度（市民提案型事業・行政提案型事業）に提案された市民協働事業について、採択又は不採択とすべき事業を審査するための基準を示したものである。

２　審査方法

(1) 第一次審査　　市の担当課、関係課等の意見等を参考に厚木市市民協働事業選考委員会が行う書類による審査

(2) 第二次審査　　第一次審査で適当と認められた事業について厚木市市民協働推進委員会が行うプレゼンテーションによる審査

３　第一次審査

(1) 委員は、次表の６項目について４段階評価で採点するものとする。

項目	着眼点
公益性・課題解決	市内で実施される公益的な事業であり、身近な地域課題について、市民活動団体と市が協働で実施することにより、その解決を目指す事業であるか。
市民サービスの向上	具体的な効果、成果等が期待でき、市民サービスの向上を目指す事業であるか。
協働による効果	役割分担が明確かつ妥当であり、市民活動団体と市が協働で実施することにより相乗効果が期待できる事業であるか。
新規性	市民活動団体の特性である先駆性、専門性、柔軟性等をいかした新たな視点からの事業であるか。
実施の可否	経費の積算が適正であり、市民活動団体と市が協働で実施することが可能な事業であるか。
継続性	継続及び発展が期待できる事業であるか。

【配点基準】

評価	高く評価できる	評価できる	評価できるが検討を要する	評価できない
点数	4	3	2	1

(2) 採点する委員は、厚木市市民協働事業選考委員会委員のうち、事業を主管する課長を除く委員とする。

(3) 各委員の審査は、24 点満点とし、15 点以上を可とする。

(4) 審査項目の点数のうち、１項目でも１点を採点した委員がいる事業については、厚木市市民協働事業選考委員会として、可否について協議するものとする。
(5) 第二次審査に進むべき事業は、採点する委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

4　第二次審査

(1) 委員は、次表の６項目について５段階評価で採点するものとする。

項目	審査のポイント
必要性	地域や社会の課題を的確に捉え、市民協働事業として実施することで、地域課題の解決につながるか。
先駆性	市民活動団体の特性をいかした柔軟な視点での事業内容か。
実現性	市民活動団体の知識や経験をいかし、計画的で、事業実施期間内に達成できる年間スケジュールが立案されているか。
発展性	提案された事業は、今後の成果の広がりと継続が期待できるか。
役割分担 費用の妥当性	行政と市民活動団体の役割分担が明確であり、事業実施するための適正な経費が積算されているか。
団体の実施能力	市民活動団体として自立し、事業を遂行する組織体制等が整っており、問題解決能力があると認められるか。

【配点基準】

評価	非常に 評価できる	十分に 評価できる	評価できる	評価できるが 不十分	評価できない
点数	5	4	3	2	1

(2) 各委員の審査は、30点満点とし、18点以上を可とする。
(3) 審査対象となる団体に所属する委員は、その事業の審査から外れるものとする。
(4) 審査項目の点数のうち、１項目でも１点を採点した委員がいる事業については、市民協働推進委員会として、採択の可否について協議するものとする。
(5) 採択すべき事業は、採点する委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

5　審査結果

第二次審査後の委員による審査結果の取りまとめについては、非公開とする。

6　審査結果の公表

事業の審査結果は、審査結果意見書として、ホームページで公開する。

附　則

この基準は、平成 26 年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、令和２年４月１日から施行する。

令和9年度市民協働提案事業　第二次審査調書

審査委員氏名　　委員

団体名		採点結果
提案事業名		可 ・ 否

【二次審査項目】

No.	項目	審査のポイント	点数
1	必要性	地域や社会の課題を的確に捉え、市民協働事業として実施することで、地域課題の解決につながるか。	/5
2	先駆性	市民活動団体の特性をいかした柔軟な視点での事業内容か。	/5
3	実現性	市民活動団体の知識や経験をいかし、計画的で、事業実施期間内に達成できる年間スケジュールが立案されているか。	/5
4	発展性	提案された事業は、今後の成果の広がりと継続が期待できるか。	/5
5	役割分担 費用の妥当性	行政と市民活動団体の役割分担が明確であり、事業実施するための適正な経費が積算されているか。	/5
6	団体の実施能力	市民活動団体として自立し、事業を遂行する組織体制等が整っており、問題解決能力があると認められるか。	/5
合計			/30

※18点以上を可とする。

■配点基準

評価	非常に 評価できる	十分に 評価できる	評価できる	評価できるが 不十分	評価できない
点数	5	4	3	2	1

意見等（1点又は5点の採点がある場合は、その理由を御記入ください。）

No. 1

厚木市市民協働事業提案書

2026年6月5日

（宛先）厚木市長

住所又は所在地 [redacted]

団　　体　　名　あつぎストリートフェス実行委員会

代　表　者　名　望月　翔太

厚木市市民協働事業について、次のとおり提案します。
なお、会員名簿及び担当者連絡先を除き、公開を承諾します。

1 事　業　名	あつぎストリートフェス
2 提案の区分	■市民提案型事業　　□行政提案型事業
3 提案年数	□１年目　　□２年目　　■３年目
4 事業概要	厚木市では「あつぎミュージックフェスティバル」の新人シンガー発掘オーディションを実施し、若手アーティストの育成を行うなど、自治体としては全国的にも珍しく特色のある取り組みを進めている。今後より一層「音楽」が厚木市の特色の一つとして根付き、音楽関連業界への道を目指す若者たちの夢を応援するため、市と協働して、若手アーティストの路上ライブを開催する。
5 事業実施期間	2027年　4月　1日から　　2028年　3月　31日まで
6 事業費総額	2,110,000円
7 市が負担する額	1,448,000円
8 添付書類	■ 企画書　■ 事業スケジュール ■ 収支予算書　■ 役員等氏名一覧表 ■ 団体の会則等　■ 団体の会員名簿 ■ 団体の会計書類 □ その他（　　）
9 担当者連絡先	氏　　名 [redacted] 電話番号

企画書

1 事業の分野	□子育て □学校教育 □地域福祉 □高齢者福祉 □障がい者福祉 □保健・医療 □社会教育 □市民協働 □生涯学習 □人権・平和 □防災・減災 □消防・救急 □防犯 □交通安全 □都市・交通 □道路 □基盤整備 □公園・緑地 □産業・労働 □商業 □農業 □温暖化対策 □循環型社会 □自然・生活環境 □スポーツ ■文化芸術 □観光 □魅力発信 □その他()
2 事業の目的・必要性解決を目指す地域課題	音楽活動に励む若者により気軽に活動が行える場所を提供することで、若手アーティストを育成し、音楽文化の普及向上を図る。また、本事業を展開することで、市内外からプロのミュージシャンを目指す若者たちが集まり、厚木市が目指す文化芸術の聖地づくりの一助になることが期待される。
3 事業の内容	市内で活動している方はもちろん、路上ライブ界隈のSNS等で知名度があり、市外で活躍している若手アーティストに、厚木で路上ライブを開催する事が、魅力的な選択肢の一つになるように、定期的にライブを開催する。
4 実施場所	中町花の公園（厚木市中町2丁目914－1）
5 期待される効果・成果	中町花の公園で定期的にライブを開催する事で、厚木市の音楽文化の普及向上が図られ、アーティストを目指す若者が集まり、市内外から厚木市が音楽の新たな聖地として認知されることが期待できる。 また、路上ライブという性質上、運営スタッフとの距離感が近いことから、音響担当や物販担当等のアーティスト以外の音楽業界での仕事に興味を持つきっかけになることが期待できる。さらに、昨今厚木市内の公園に屯している高校生や大学生を、運営に協力できるように巻き込む事で、エネルギー溢れた若者たちのパワーを市の事業へ寄与させることで、達成感を味わってもらい、自分の存在やエネルギーによって感謝される喜びを感じるきっかけにもつなげていく効果が期待される。
6 役割分担	提案者の役割 花の公園でのライブの企画・運営 路上ライブ出演者の誘致及び選定 チラシ等の作成
	市の役割 市内公共施設等への企画の周知 会場の確保
7 自主財源確保に向けた取組	引き続き、中町花の公園にて路上ライブを開催し、協力団体、企業におけるスポンサーを募るとともに、広告バナーを募集するなど、自主財源を確保することにより、4年目より自主運営に移行する。

８ 事 業 計 画 収 支 計 画	2027年度	事業内容	中町花の公園での路上ライブ開催
		収支予算	・収入　2,110,000円 うち市負担金　1,448,000円 うち自主財源　662,000円 内訳：企業からの協賛金/662,000円 ・支出　2,110,000円
	2028年度	事業内容	中町花の公園での路上ライブ開催
		収支予算	・収入　2,110,000円 うち市負担金　0円 うち自主財源　2,110,000円 内訳：企業からの協賛金/1,000,000円 バナー等への広告掲載1,110,000円 ・支出　2,110,000円
	2029年度	事業内容	中町花の公園での路上ライブ開催
		収支予算	・収入　2,110,000円 うち市負担金　0円 うち自主財源　2,110,000円 内訳：企業からの協賛金/1,000,000円 バナー等への広告掲載1,110,000円 ・支出　2,110,000円
	2030年度	事業内容	中町花の公園での路上ライブ開催
		収支予算	・収入　2,110,000円 うち市負担金　0円 うち自主財源　2,110,000円 内訳：企業からの協賛金/1,000,000円 バナー等への広告掲載1,110,000円 ・支出　2,110,000円

事業スケジュール

時期	内容
４月	開催に向けた会議および準備、出演者の申し込み受付・審査 中町花の公園で「路上ライブ」実施（月１～２回程度）
５月	開催に向けた会議および準備、出演者の申し込み受付・審査 中町花の公園で「路上ライブ」実施（月１～２回程度）
６月	開催に向けた会議および準備、出演者の申し込み受付・審査 中町花の公園で「路上ライブ」実施（月１～２回程度）
７月	開催に向けた会議および準備、出演者の申し込み受付・審査 中町花の公園で「路上ライブ」実施（月１～２回程度）
８月	開催に向けた会議および準備、出演者の申し込み受付・審査 中町花の公園で「路上ライブ」実施（月１～２回程度）
９月	開催に向けた会議および準備、出演者の申し込み受付・審査 中町花の公園で「路上ライブ」実施（月１～２回程度）
10月	開催に向けた会議および準備、出演者の申し込み受付・審査 中町花の公園で「路上ライブ」実施（月１～２回程度）
11月	開催に向けた会議および準備、出演者の申し込み受付・審査 中町花の公園で「路上ライブ」実施（月１～２回程度）
12月	開催に向けた会議および準備、出演者の申し込み受付・審査 中町花の公園で「路上ライブ」実施（月１～２回程度）
１月	開催に向けた会議および準備、出演者の申し込み受付・審査 中町花の公園で「路上ライブ」実施（月１～２回程度）
２月	開催に向けた会議および準備、出演者の申し込み受付・審査 中町花の公園で「路上ライブ」実施（月１～２回程度）
３月	開催に向けた会議および準備、出演者の申し込み受付・審査 中町花の公園で「路上ライブ」実施（月１～２回程度）

収支予算書

（収入の部）　　（単位：円）

項目		予算額	積算根拠（単価、数量等）
市負担金(A)		1,448,000円	
事業収入			
	小計(B)		
団体負担金等(C)		662,000	協賛金
合計(D)=(A)+(B)+(C)		2,110,000	

（支出の部）　　（単位：円）

区分	項目	予算額	積算根拠（品名、単価、数量等）
支援対象経費	報酬費	270,000	プロデューサーへの報酬　60,000円/年間 出演者への報酬　90,000円/年間 音響エンジニアへの報酬　120,000円/年間 ※第１回目の実績報告の内容より積算しましたが、音響への報酬を追加しています。３年目ではプロの音響を頼む事により、音のクオリティを上げるとともにスキルを学び、スタッフの技術向上を考えております。
	消耗品費	56,400	ｺﾞﾐ袋/結束ﾊﾞﾝﾄﾞ/両面ﾃｰﾌﾟ　29,400円/年間 ラミネートフィルム　3,000円/年間 灯油　4,000円/年間 掲示板用ポスター　20,000円/年間
	印刷製本費	30,000	チラシ10,000枚　20,000円 ポスター100枚　10,000円
	使用料及び賃借料	1,353,600	ライブの開催 109,500円×8回（4月～11月） 119,400円×4回（12月～3月） ・機材リース代（オペレーター代含む） 55,000円×12回 ・テント/長テーブル/イスリース/ゴミ箱代 5,500円×12回 ・オリジナルベンチ代 44,000円×12回 ・スポットヒーター代（冬季のみ） 9,900円×4回 ・車両費 5,000円×12回
	通信運搬費	100,000	予約システム保守費用　100,000円/年間
	小計(a)	1,810,000	
支援対象外経費	広告宣伝費	300,000	ＳＮＳやＷｅｂ上での広告掲載
	小計(b)	300,000	
合計(c)=(a)+(b)		2,110,000	

※　収入合計(D)と支出合計(c)は、一致すること。

役員等氏名一覧表

2026年6月5日現在

No.	役職名	氏　名		生年月日				性別	住　所
		ｶﾅ	漢字	元号	年	月	日		
1	委員長	[redacted]							
2	副委員長								
3	監事								
4	主務・会計								
5	主務補佐								
6	主務補佐								

ここに記載された全ての者は、本申請の欠格事由に該当するか否かを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

2026年6月5日

団　体　名　あつぎストリートフェス実行委員会
代表者氏名　望月　翔太

あつぎストリートフェス実行委員会規約

（名称）

第１条　本会は、あつぎストリートフェス実行委員会（以下「委員会」という。）という。

（所在）

第２条　委員会の事務所は、[redacted]に置く。

（目的）

第３条　委員会は、音楽活動に励む若者により気軽に活動が行える場所を提供することで、若手アーティストを育成し、音楽文化の普及向上を図る。

（事業）

第４条　委員会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

⑴　あつぎストリートフェス（路上ライブ）に関する事業

⑵　その他目的達成に必要な事業

（委員会）

第５条　委員会は、別紙の委員をもって構成する。なお、委員会は必要に応じて委員の数を増やすことができる。

（役員及び職務）

第６条　委員会に委員長１人、副委員長１人、主務・会計１人、主務補佐２人、監事１人の役員を置く。

２　委員長、副委員長、主務・会計、主務補佐、監事は、委員の互選とする。

３　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

５　主務・会計は、予算の執行及び経理を行う。

６　主務補佐は、主務・会計を補佐する。

７　監事は、実行委員会の事業及び会計を監査する。

（会議）

第７条　委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

２　委員会は、次の事項を協議し決定する。

⑴　事業計画及び収支予算に関する事項

⑵　事業報告及び収支決算に関する事項

⑶　その他必要な事項

３　委員長は、必要に応じて専門家等を会議に出席させ、助言等を求めることができるものとする。

（その他）

第８条　この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議決を経て委員長が別に定める。

附　則

この規約は、会の成立の日から施行する。

団体会員名簿

2026年6月5日現在

No.	役職名	氏　名		生年月日				性別	住　所
		ｶﾅ	漢字	元号	年	月	日		
1	委員長	[redacted]							
2	副委員長								
3	監事								
4	主務・会計								
5	主務補佐								
6	主務補佐								
7	アドバイザー								
8	アドバイザー								
9									
10									
11									

令和７年度収支決算書

（収入の部）　　（単位：円）

項目		予算額 (ア)	決算額 (イ)	増減 (イ)-(ア)	摘要
市負担金(A)		1,810,000	1,810,000	0	
雑収入			1,844	1,844	普通預金利息 8/18/¥493・2/16/¥1,351
事業収入				0	
				0	
	小計(B)			0	
団体負担金等(C)		300,000	298,156	△ 1,844	
合計(D)=(A)+(B)+(C)		2,110,000	2,110,000	0	

（支出の部）　　（単位：円）

区分	項目	予算額 (ア)	決算額 (イ)	増減 (イ)-(ア)	摘要
支援対象経費	報酬費	480,000	172,800	▲ 307,200	
	消耗品費		25,231	25,231	
	印刷製本費	120,000	183,136	63,136	
	使用料及び賃借料	990,000	1,177,600	187,600	
	手数料		2,530	2,530	
	通信運搬費	100,000	100,000	0	
	備品購入費	120,000	148,703	28,703	
	小計(a)	1,810,000	1,810,000	0	
支援対象外経費	宣伝広告費	300,000	300,000	0	
				0	
				0	
				0	
	小計(b)	300,000	300,000	0	
合計(c)=(a)+(b)		2,110,000	2,110,000	0	

※　収入合計(D)と支出合計(c)は、一致すること。

令和７年度実績

あつぎストリート
フェスティバル事業

市民協働推進課

事業目的

音楽活動に励む若者により気軽に活動が行える場所を提供することで、若手アーティストを育成し、音楽文化の普及向上を図る。

また、本事業を展開することで、市内外からプロのミュージシャンを目指す若者たちが集まり、厚木市が目指す文化芸術の聖地づくりの一助になることが期待される

事業内容・成果

市内で活動している方はもちろん、路上ライブ界隈のSNS等で知名度があり、市外で活躍している若手アーティストに、厚木で路上ライブを開催する事が、魅力的な選択肢の一つになるように、定期的にライブを開催します。

◎開催概要

開　催　日：毎月第三土曜日

開 催 時 間

春夏：17時30分～19時30分

秋冬：16時30分～18時30分

来 場 者 数：約1000人



◎成果

・定期開催により音楽活動の継続的な機会を創出

・市内外から若手アーティストの流入を促進

・地域のにぎわい創出および交流機会の増加



収支決算

【収入の部】

区分	決算額	説明
市負担金	1,810,000円	
雑収入	1,844円	普通預金利息
団体負担金	298,156円	企業協賛
合計	2,110,000円	

収支決算

【支出の部】

区分	決算額	説明
報酬費	172,800円	プロデューサー・出演者への報酬
消耗品費	25,231円	結束バンド代・ゴミ袋代など
製本印刷費	183,136円	ステージバナー代・ロールバナー代
使用料及び賃借料	1,180,130円	音響機材・ベンチなどのリース費
通信運搬費	100,000円	SNS構築・運用費
備品購入費	148,730円	のぼり代・スタンド看板代など
宣伝広告費	300,000円	会場撮影費・動画作成費
合計	2,110,000円	

その他



2025年4月開催LIVEの様子



2025年6月開催LIVEの様子



2025年8月開催LIVEの様子



来場者様がキッチンカーに並ぶ様子


ATSUGI STREET FESTIVAL

No. 2

厚木市市民協働事業提案書

令和８年５月２６日

（宛先）厚木市長

住所又は所在地 [redacted]

団　　体　　名　厚木市体操協会

代　表　者　名　本荘　浩平

厚木市市民協働事業について、次のとおり提案します。
なお、会員名簿及び担当者連絡先を除き、公開を承諾します。

１ 事　業　名	トップアスリートの実技指導や講話を通じて、児童の「夢」を育み、スポーツへの興味関心を高める。
２ 提 案 の 区 分	■市民提案型事業　　□行政提案型事業
３ 提　案　年　数	□１年目　　□２年目　　■３年目
４ 事　業　概　要	障がい者児童も参加できる「楽しい体操イベント」を行い「体操の魅力を伝え、厚木からオリンピアンを輩出する」を目的として行動する。 体操を通じて子どもたちの笑顔の絶えないキラキラ輝く明るい未来を築く
５ 事業実施期間	2027年4月1日から2028年3月31日まで
６ 事 業 費 総 額	1,490,000円
７ 市が負担する額	1,090,000円
８ 添　付　書　類	■ 企画書　　■ 事業スケジュール ■ 収支予算書　　■ 役員等氏名一覧表 ■ 団体の会則等　　■ 団体の会員名簿 ■ 団体の会計書類 □ その他（　　）
９ 担当者連絡先	氏　　名 [redacted] 電話番号

企画書

1 事業の分野	■子育て　□学校教育　□地域福祉　□高齢者福祉 ■障がい者福祉　□保健・医療　□社会教育　□市民協働 □生涯学習　□人権・平和　□防災・減災　□消防・救急 □防犯　□交通安全　□都市・交通　□道路 □基盤整備　□公園・緑地　□産業・労働　□商業 □農業　□温暖化対策　□循環型社会　□自然・生活環境 ■スポーツ　□文化芸術　□観光　□魅力発信 □その他(　　)
2 事業の目的・必要性解決を目指す地域課題	厚木市には、本格的な体操を行う施設がなく、ほとんどの子供たちが学校の体育の授業だけで本来の体操の魅力を知ることなく卒業していきます。 日本は体操大国です。厚木市からオリンピアンを目指す後押しや支える事業を開催する必要がある。 ゆか・あん馬・つり輪・跳馬・平行棒・鉄棒の6種目を全て行う施設は厚木市にはありません。大会を実施することができません。是非とも施設の充実を希望します。
3 事業の内容	年に一度の「体操イベント」を行うことで、魅力ある体操を体験して、本格的な体操を知るキッカケつくりになるとともに、オリンピックメダリストの選手と直接触れ合うことにより、より具体的なイメージを感じてもらう。 一流選手による座学開催。心構えや考え方を学ぶ。
4 実施場所	厚木市内施設
5 期待される効果・成果	誰でも参加できる「体操イベント」で魅力ある体操を体験し、本格的な体操を知るキッカケつくりを行う。 厚木市からオリンピアンを輩出し、厚木市の知名度向上に貢献できる
6 役割分担	提案者の役割 「体操イベント」に参加するための周知活動はもちろん、オリンピアンとの関連企画イベントを実施する。 市の役割 「体操イベント」の周知及び会場施設の確保。 オリンピアンとの関連企画イベントも同様。
7 自主財源確保に向けた取組	「体操イベント」の参加費の徴収や、協力団体・企業を募ることにより自主事業に移行する。

８ 事 業 計 画 収 支 計 画	9年度	事業内容	「体操イベント」実施 「オリンピアンによる座学」実施
		収支予算	・収入　1,490,000円 うち市負担金　1,090,000円 うち自主財源　400,000円 内訳　参加費　100,000円 企業協賛　300,000円 ・支出　1,490,000円
	10年度	事業内容	「体操イベント」実施 「オリンピアンによる座学」実施
		収支予算	・収入　1,490,000円 うち自主財源　1,490,000円 内訳　参加費　100,000円 企業協賛　1,390,000円 ・支出　1,490,000円
	11年度	事業内容	「体操イベント」実施 「オリンピアンによる座学」実施
		収支予算	・収入　1,490,000円 うち自主財源　1,490,000円 内訳　参加費　100,000円 企業協賛　1,390,000円 ・支出　1,490,000円
	12年度	事業内容	「体操イベント」実施 「オリンピアンによる座学」実施
		収支予算	・収入　1,490,000円 うち自主財源　1,490,000円 内訳　参加費　100,000円 企業協賛　1,390,000円 ・支出　1,490,000円

事業スケジュール

時期	内容
４月	
５月	
６月	
７月	イベント告知チラシ・ポスター制作
８月	イベント告知
９月	イベント告知
10月	「体操イベント」
11月	イベント告知チラシ・ポスター制作 イベント告知
12月	イベント告知
１月	新春座学　オリンピアンによる心構え
２月	
３月	

収支予算書

（収入の部）　　（単位：円）

項目		予算額	積算根拠（単価、数量等）
市負担金(A)		1,090,000	
事業収入	イベント参加費	100,000	500円×200人
	協賛・広告収入	300,000	
	小計(B)	400,000	
団体負担金等(C)			
合計(D)=(A)+(B)+(C)		1,490,000	

（支出の部）　　（単位：円）

区分	項目	予算額	積算根拠（品名、単価、数量等）
支援対象経費	印刷製本費	120,000	屋内外兼用ポスター　300部
	印刷製本費	40,000	A4チラシ10,000部　2種類(10月、1月用)
	消耗品費	30,000	文具・用紙代
	報償費	600,000	オリンピアン2名×＠150,000円×2回　マネージャー同行
	人件費	90,000	イベントスタッフ1,000×90名(10月、1月)
	消耗品費	200,000	大会参加メダル200個
	使用料及び賃借料	220,000	跳び箱・マット・遊具のレンタル費など
	通信運搬費	130,000	上記器具の運搬費
	小計(a)	1,430,000	
支援対象外経費	保険料	60,000	イベント＠300円×200名
	小計(b)	60,000	
合計(c)=(a)+(b)		1,490,000	

※　収入合計(D)と支出合計(c)は、一致すること。

役員等氏名一覧表

２０２６年　４月　１日現在

No.	役職名	氏　名		生年月日				性別	住　所
		ｶﾅ	漢字	元号	年	月	日		
1	代表	[redacted]							
2	副代表								
3	副代表								
4	事務局								
5	会計								
6	監査								

ここに記載された全ての者は、本申請の欠格事由に該当するか否かを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

令和８年５月２６日

団 体 名　厚木市体操協会

代表者名　本荘　浩平

厚木市体操協会　規約

第１章

（名称及び目的）

第１条　本協会は厚木市体操協会と称し、事務局を[redacted]方に置く。

第２条　本協会の目標は、厚木市における新体操競技及び体操競技の普及・発展と、この競技を愛好する学生および子供達の競技力向上と健全な育成を図る。

第２章

(登録及び会員数の範囲)

第３条 登録は、団体として登録し(以下「登録団体」という。)、範囲は原則として厚木市において新体操競技・体操競技の活動をする団体とする。

（資格の取得）

第４条 会員になろうとする団体は、運営代表者が団体として加入する。

（資格の喪失）

第５条 申し出をした時とする。

（事業及び活動）

第６条 第２条に規定する目的を達成するため、体操競技・新体操各分野において事業及び活動を行う。

・企画運営は各分野で行う。

・年間の事業　新体操・体操イベント

・活動　　登録団体が行うイベントに協会として出席する。

第３章

（会費及び額）

第７条　各登録団体は何度当初(4月)に、一団体につき５０００円の会費を納入する。

第４章　役員

第８条　１、役員については、この協会を運営するにあたり、次の役員を置き役員会を組織する。

・代表　　１名　・会計　　１名

・副代表　　２名　・事務局　　１名

・監査　　１名　・イベントスタッフ 必要数

２、任期は５年とし、再選は妨げない。

（役員会）

第９条　役員会は本協会の運営に関わる諸事項を協議する。

第５章　総会

（開催・招集）

第１０条　・各年度に１回、行うものとし、開催時期は 4～5 月の間とする。

また、出席者は役員・スタッフ、登録団体代表１名とする。

（総会での決定事項）

第１１条　・規約及び細則の制定または改廃や事業計画や予算決算の認定に関すること、事業計画や予算決算の認定に関すること、および代表が特に重要と認める事項に関することとする。

第１２条　定数の２分の１以上の出席がなければ総会を開くことは出来ない。ただし、委任状の提出によって出席に代えることができる。

第１３条　総会における議事は出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第６章　会計

(経費)

第１４条　運営に関わる経費は次に挙げたものとする。

・イベント運営費・お祝い

・スタッフ等への報償費(交通費を含む）またはその補助に充てる。

・その他雑費

（会計年度）

第１５条　会計の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日を持って終了する。

第７章　附則

第１６条　本規約は、この協会の成立の日から施行する。

収支決算報告

2025　厚木市体操協会決算報告　　2026/4/27

日時：　2026年4月27日（日）10：00-15：00（昼食含む）

場所：　事務局／[redacted]

参加者：　6名（役員6名）

収入の部

項目	詳細	決算	単価	件数	決算	備考
市負担金		1,490,000				
参加費		128,000				
協賛費		0				
	合計	**1,618,000**				

支出の部

項目	詳細	決算	単価	件数	決算	備考
印刷製本費		71,280				
印刷製本費		43,560				
消耗品費		71,198				
報償費		601,760				
人件費		57,000				
消耗品費		190,880				
賃借料		250,440				
通信運搬費費		100,000				
保険料		55,708				
負担金返納金		177,000				
	合計	**1,618,826**				
	支出差額	**▲826**				

令和７年度実績

トップアスリートの実技指導や講話を通じて、児童の「夢」を育み、スポーツへの興味関心を高める事業

スポーツ魅力創造課

事業目的

誰もが参加できる「楽しい体操イベント」を行い、体操の魅力を伝え、**厚木からオリンピアンを輩出**する



体操を通じて**子どもたちの笑顔の絶えない**キラキラ輝く明るい**未来**を築く



事業内容・成果①

市民協働事業　オリンピアンと一緒に体操しよう！

　体操競技オリンピアンである、坂本功貴元選手と亀山耕平元選手をお招きし、３歳～15歳を対象に体操教室を実施しました。
　オリンピックメダリストの選手との交流を通じて、本格的な体操を知るきっかけづくりを行いました。

➤開催日
　令和７年10月19日（日）
➤開催場所
　南毛利スポーツセンター体育館
➤参加者数
　第一部：心と体の発達がきになる児童対象
　（知的・発達がい児）147人
　第二部：109人



事業内容・成果②

新春　トップアスリートの講話と実技指導

　体操競技オリンピアンである、坂本功貴元選手と亀山耕平元選手をお招きし、小中学生とその保護者を対象に、体操選手を目指した理由やオリンピックでの経験等についてお話いただきました。
　また講話の後に実施した前回りの実技指導では、自分で考えながら取り組むことの大切さをご教示いただきました。

➤開催日
　令和８年２月８日（日）
➤開催場所
　東町スポーツセンター第１体育館
➤参加者数
　36人



収支決算（収入の部）

区分	決算額	説明
市負担金	1,313,000円	
参加費	128,000円	参加費500円×256名
企業協賛費	0	
団体負担金	826円	
合計	1,441,826円	

収支決算（支出の部）

区分	決算額	説明
印刷製本費	114,840円	ポスター・チラシ製作費
消耗品費	262,078円	のぼり旗スタンド、色紙、メダル等購入費
報償費	601,760円	講師謝礼
人件費	57,000円	イベントスタッフ
使用料及び賃借料	250,440円	跳び箱、マット等レンタル
通信運搬費	100,000円	跳び箱、マット等運搬
保険料	55,708円	
合計	1,441,826円	

市民協働事業　オリンピアンと一緒に体操しよう！





新春　トップアスリートの講話と実技指導





No.3
変更後

厚木市市民協働事業提案書

令和８年９月８日

（宛先）厚木市長

住所又は所在地 [redacted]

団　　体　　名　特定非営利活動法人こどものえんむすび

代　表　者　名　毛木　宏美

厚木市市民協働事業について、次のとおり提案します。
なお、会員名簿及び担当者連絡先を除き、公開を承諾します。

１ 事　　業　　名	地域子育て支援プラットフォーム運営事業
２ 提 案 の 区 分	■市民提案型事業　　□行政提案型事業
３ 提　案　年　数	□１年目　　■２年目　　□３年目
４ 事　業　概　要	１．子育て支援情報サイト「地域子育てカレンダー」の拡充と活用 ２．「子育て相談会」の土日開催 ３．子育て支援団体の連携強化と育成 「地域子育てカレンダー」で地域支援活動の情報を集約し子育て世帯へ周知するとともに、土日開催の「子育て相談会」にて支援や居場所を必要とする世帯との直接的な接点を作る。
５ 事業実施期間	令和９年４月１日から　令和１０年３月３１日まで
６ 事 業 費 総 額	432,000円
７ 市が負担する額	380,000円
８ 添　付　書　類	■ 企画書　■ 事業スケジュール ■ 収支予算書　■ 役員等氏名一覧表 ■ 団体の会則等　■ 団体の会員名簿 ■ 団体の会計書類 ■ その他（　活動案内パンフレット　）
９ 担当者連絡先	氏　　名 [redacted] 電話番号

企画書

1 事業の分野	■子育て □学校教育 ■地域福祉 □高齢者福祉 □障がい者福祉 ■保健・医療 ■社会教育 ■市民協働 ■生涯学習 ■人権・平和 □防災・減災 □消防・救急 □防犯 □交通安全 □都市・交通 □道路 □基盤整備 □公園・緑地 □産業・労働 □商業 □農業 □温暖化対策 ■循環型社会 □自然・生活環境 □スポーツ □文化芸術 □観光 □魅力発信 □その他()
2 事業の目的・必要性 解決を目指す地域課題	【1】生活に困りごとのある子育て世帯と、毎月のフードパントリーや居場所づくりを通して対面してきた中で、子育てや生活に課題を抱えながらも相談機会を得られていない「見えない困窮世帯」が少なくないことを実感してきた。 【2】現代は日々の情報量が多く、生活や子育てに課題を抱える世帯ほど日常的に余裕がない傾向があり、必要な子育て支援等の情報にたどり着く力や収集力が乏しくなりやすい。 【3】子育てにおける悩みは「不登校」「発達」「引きこもり」など、年々複雑多様化しており、食や学習の支援に留まらない包括的なフォローが求められているが、これらを行政のみで完結させることは困難であり、地域コミュニティが連携して支え合う「多角的なフォロー体制」の構築は急務である。
3 事業の内容	**1．子育て支援情報サイト「地域子育てカレンダー」の拡充と活用** 【1】事業初年度に構築した、子育て支援活動に関する情報（こども食堂、フードパントリー、学習支援、不登校の会、地域の居場所活動など）を集約したプラットフォーム「地域子育てカレンダー（以下、子育てカレンダー）」の運営を行う。 【2】厚木市内で子どもや子育てに関する支援活動、居場所づくり等を行っている個人や団体、事業者を随時募集、取材し、適宜「子育てカレンダー」に活動情報を掲載する。 【3】「子育てカレンダー」の情報を、行政の窓口や学校、保健センター等でも活用してもらえるようパンフレット化するなどの周知を図り、官民双方向で情報を流通させる。 **2．「子育て相談会」の土日開催** 【1】毎月、フードパントリーと同時に「子育て相談会（以

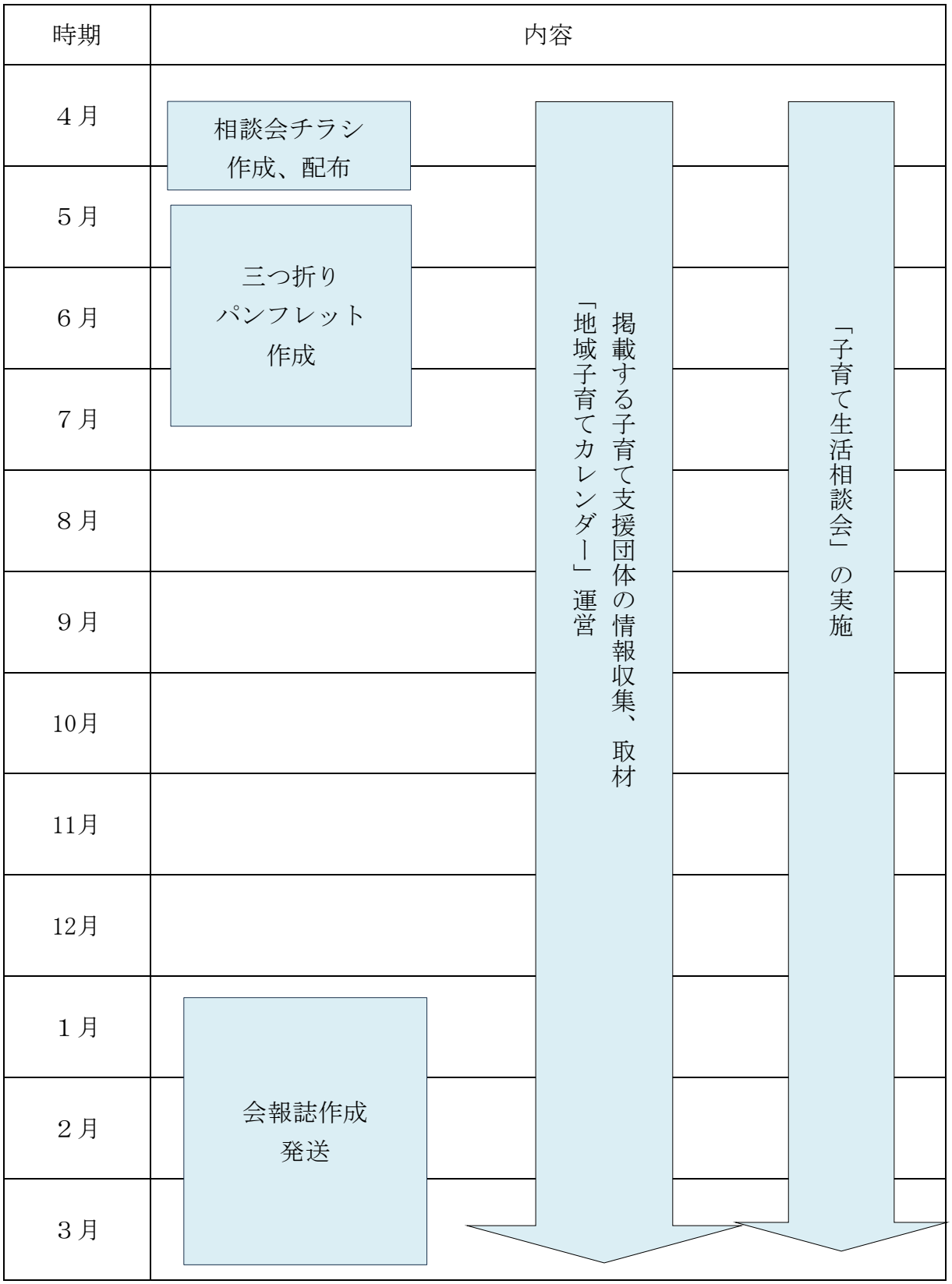
	下、相談会）」を開催し、誰にも相談できない、頼る先がない（あっても物理的に頼ることが難しい）等の子育て世帯との新たな接点を作り、行政や専門窓口への相談に至らない悩みや課題を吐き出せる居場所を提供する。 【2】子育て世帯には平日仕事をしている家庭も多く、悩みを抱えていても相談に行けないケースがあるため、土曜日（場合によっては日曜日）開催で行う。 【3】初回面談時に公式LINEに登録してもらい、継続的な関わりを持ちながら、各家庭が必要とする支援や居場所の情報を提供する。個別の相談や問い合わせにも365日対応する。（申請時点で371世帯が登録） **３．子育て支援団体の連携強化と育成** 【1】「子育てカレンダー」に掲載された支援団体と連絡が取りたい個人や団体、事業者があれば、えんむすびが窓口となり希望する団体へつなぐ等、団体間のマグネットとの役割を果たす。 【2】活動を立ち上げたい個人や団体からヒアリングを行い、把握している子育て支援団体とのマッチングを実施する。
４ 実 施 場 所	自団体事務所、厚木市内の公民館等公共施設
５ 期待される効果・成果	**１．必要な支援へのスムーズな接続** 子育てにおける支援活動の情報を集約して提供できるため、課題を抱える家庭それぞれが適切な情報にたどり着きやすくなり、問題の早期解決が期待できる。 **２．地域の支援活動の可視化と活性化** 「子育てカレンダー」により、これまで知られていなかった地域の支援活動が一覧化・可視化されるため、子育て世帯に情報を届けるだけでなく、新たな支援活動やボランティア希望者にも届きやすくなり、地域全体の子育て支援活動が活発化する。 **３．地域における支援体制の強化と効率化** 「子育てカレンダー」の運営を通し、民間団体だけでなく、行政機関や社会福祉協議会、民生委員など多様な主体と連携していくことで、子育て世帯が抱える困りごとへの支援やフォロー体制がより強化され、それぞれの強みを生かした効率的な支援体制が構築できる。 **４．相談へのアクセス向上と孤立の解消** 平日の相談が難しい子育て世帯も土日なら「相談会」に参加でき、民間の相談員だからこそ知人に話すような感覚で相談に対するハードルを下げることで、孤立した状況にある家庭

	が悩みを打ち明けられる場所を地域に増やすことができる。 **５．保護者の心身の緩和と子どもの健全な育成への貢献** 「相談会」を入口にした見守り活動を通じて早期に課題を発見し、適切な支援につなげる。心配事を減らし、保護者の心身を緩和することで、子ども達の健やかな成長につなげる。
６ 役 割 分 担	提案者の役割 【1】子育てカレンダー ・三つ折りパンフレット作成 ・プラットフォームの運営・更新作業 ・掲載する子育て支援団体の情報収集、活動内容の精査 ・掲載後の利用アンケートの実施 ・個人や団体からの問合せ窓口対応 ・行政窓口で活用しやすい形式での情報提供（デジタル・チラシ等） 【2】相談会 ・会の開催 ・チラシ作成 ・相談事案の記録 ・各家庭にあわせた支援情報の提供 ・専門支援窓口への誘導
	市の役割 【1】子育てカレンダー ・子育て支援団体情報の募集窓口の設置 ・三つ折りパンフレット配布、配架の協力 ・広報誌への掲載 【2】相談会 ・周知チラシ配布、配架の協力 ・広報誌への掲載
７ 自主財源確保に向けた取組	・会報誌の発行：寄付支援者への感謝と活動報告を兼ねた会報誌を年１回発行し、寄付支援者とのエンゲージメントを深める。 ・企業協賛の募集強化：地域の支援団体と協働でイベントや活動説明会を実施し、協賛の呼びかけを実施する。 ・助成金・補助金の活用：民間財団や自治体が公募する助成金や補助金について、常に最新情報を収集し、団体の活動内容と合致するものがあれば積極的に申請を行う。 ・子育てカレンダーへの有料掲載・広告モデルの検討：活動に賛同する地域企業のバナー広告、有料掲載枠の設置を検討する。

８ 事 業 計 画 収 支 計 画	令和９年度	事業内容	・相談会の実施 ・子育てカレンダー運営 ・三つ折りパンフレット作成 ・掲載する子育て支援団体の情報収集、取材 ・会報誌の作成、発送
		収支予算	・収入　432,000円 うち市負担金　380,000円 うち自主財源　52,000円 内訳　団体負担金　12,000円 事業収入　20,000円 寄付支援金　20,000円 ・支出　432,000円 報償費　30,000円 人件費　36,000円 消耗品費　44,000円 印刷製本費　17,000円 通信運搬費　100,000円 システム運営費　165,000円 備品購入費　40,000円
	令和１０年度	事業内容	・相談会の実施 ・子育てカレンダー運営 ・三つ折りパンフレット作成 ・掲載する子育て支援団体の情報収集、取材 ・会報誌の作成、発送
		収支予算	・収入　287,000円 うち市負担金　150,000円 うち自主財源　137,000円 内訳　団体負担金　17,000円 事業収入　40,000円 寄付支援金　80,000円 ・支出　287,000円 報償費　30,000円 人件費　40,000円 消耗品費　40,000円 印刷製本費　17,000円 通信運搬費　100,000円 システム運営費　50,000円 備品購入費　10,000円

	令和１１年度	事業内容	・相談会の実施 ・子育てカレンダー運営 ・三つ折りパンフレット作成 ・掲載する子育て支援団体の情報収集、取材 ・会報誌の作成、発送
		収支予算	・収入　247,000円 うち市負担金　0円 うち自主財源　247,000円 内訳　団体負担金　7,000円 事業収入　40,000円 助成金　120,000円 寄付支援金　80,000円 ・支出　247,000円 報償費　30,000円 人件費　40,000円 消耗品費　40,000円 印刷製本費　17,000円 通信運搬費　100,000円 システム運営費　20,000円
	令和１２年度	事業内容	・相談会の実施 ・子育てカレンダー運営 ・三つ折りパンフレット作成 ・掲載する子育て支援団体の情報収集、取材 ・会報誌の作成、発送
		収支予算	・収入　247,000円 うち市負担金　0円 うち自主財源　247,000円 内訳　団体負担金　7,000円 事業収入　40,000円 助成金　120,000円 寄付支援金　80,000円 ・支出　247,000円 報償費　30,000円 人件費　40,000円 消耗品費　40,000円 印刷製本費　17,000円 通信運搬費　100,000円 システム運営費　20,000円

事業スケジュール


時期
内容
４月
５月
６月
７月
８月
９月
10月
11月
12月
１月
２月
３月
相談会チラシ
作成、配布
三つ折り
パンフレット
作成
会報誌作成
発送
掲載する子育て支援団体の情報収集、取材
「地域子育てカレンダー」運営
「子育て生活相談会」の実施

収支予算書

（収入の部）　　（単位：円）

項目		予算額	積算根拠（単価、数量等）
市負担金(A)		380,000	
事業収入	事業収入	20,000	バナー広告等（@10,000×2件）
	小計(B)	20,000	
団体負担金等(C)		32,000	団体負担金:12,000円/寄付支援金:20,000円
合計(D)=(A)+(B)+(C)		432,000	

（支出の部）　　（単位：円）

区分	項目	予算額	積算根拠（品名、単価、数量等）
支援対象経費	報償費	30,000	傾聴指導・相談従事者等10,000円／人、年間3回
	人件費	36,000	1回1,000円／人、年間36回分 相談会対応、団体取材等
	消耗品費	44,000	印刷用トナー、印刷用紙、バインダー等
	印刷製本費	17,000	子育てカレンダー＆相談会案内パンフレット2,000部（10,000円）、会報誌200部（7,000円）
	通信運搬費	100,000	公式LINE契約料5,500円×12か月（66,000円）、電話料金2,000円×12か月（24,000円）、切手・クリックポスト等（10,000円）
	システム運営費	165,000	サーバー・ドメイン契約（年額15,000円）、サイト修正150,000円
	備品購入費	40,000	のぼり旗、ポール、注水台（10,000円）、キヤノンモバイルプリンター（30,000円）
	小計(a)	432,000	
支援対象外経費			
	小計(b)		
合計(c)=(a)+(b)		432,000	

※　収入合計(D)と支出合計(c)は、一致すること。

役員等氏名一覧表

令和８年９月１日現在

No.	役職名	氏　名		生年月日				性別	住　所
		ｶﾅ	漢字	元号	年	月	日		
1	代表理事	[redacted]							
2	副代表理事								
3	理事								
4	理事								
5	監事								

ここに記載された全ての者は、本申請の欠格事由に該当するか否かを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

令和８年９月８日

団　体　名　特定非営利活動法人こどものえんむすび

代表者氏名　毛木　宏美

特定非営利活動法人こどものえんむすび 定款

第１章 総則

（名称）
第１条　この法人は、特定非営利活動法人こどものえんむすびという。

（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を神奈川県厚木市に置く。

第２章 目的及び事業

（目的）
第３条　この法人は、食と体験の提供を通じて、地域全体で子どもを育む社会を創ることを目的とする。食品ロスを有効活用した食の配布を入口に、生きづらさを感じる子育て世帯とのつながりを築き、必要に応じて専門機関や地域活動へ繋げる包括的な支援を行う。住民同士が支え合う縁を結び、孤独な子育てのない地域づくりに寄与する。

（特定非営利活動の種類）
第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。
(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
(2) まちづくりの推進を図る活動
(3) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
(4) 子どもの健全育成を図る活動
(5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）
第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。
(1) フードパントリー事業
(2) フードドライブ事業
(3) 子どもに対する多様な体験機会の提供事業
(4) 子育ての孤立を防ぐ地域コミュニティ推進事業
(5) その他第３条の目的を達成するための事業

第３章 会員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

(1) 正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員　この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体

（入会）

第７条　会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

２　代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出があったとき

(2) 本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき

(3) 継続して１年以上、会費を滞納したとき

(4) 除名されたとき

（退会）

第１０条　会員は、退会しようとするときは、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第１１条　会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の３分の２以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 法令、定款に違反したとき

(2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反する行為をしたとき

（拠出金品の不返還）

第１２条　既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第４章 役員及び職員

（種類及び定数）

第１３条　この法人に次の役員を置く。

(1) 理事　３人以上９人以下

(2) 監事　１人以上３人以下

２　理事のうち１名を代表理事とし、若干名を副代表理事とすることができる。

（選任等）

第１４条　理事及び監事は、総会において選任する。

２　代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

（職務）

第１５条　代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２　副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。

３　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

４　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第１６条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任をさまたげない。

２　前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後２事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
4　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第１７条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）
第１８条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の３分の２以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
(1)　職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）
第１９条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。
２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（職員）
第２０条　この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
２　職員は、代表理事が任免する。

第５章 総会

（種別）
第２１条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）
第２２条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）
第２３条　総会は、次の事項について議決する。
(1) 定款の変更
(2) 解散
(3) 合併

(4) 事業計画及び予算に関する事項
(5) 事業報告及び決算に関する事項
(6) 役員の選任等に関する事項
(7) 入会金及び会費に関する事項
(8) 長期借入金に関する事項
(9) 事務局の組織等に関する事項
(10) その他この法人の運営に関する重要事項

（開催）
第２４条　通常総会は、毎年１回開催する。
２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2) 正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
(3) 第１５条第４項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）
第２５条　総会は、前条第２項第３号の場合を除き、代表理事が招集する。
２　代表理事は前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第２６条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

（定足数）
第２７条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）
第２８条　総会における議決事項は、第２５条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
３　理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）
第２９条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
３　前項の規定により表決した正会員は、第２７条、前条第２項、次条第１項及び第５０条第１項の適用については、総会に出席したものとみなす。
４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第３０条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名又は記名押印しなければならない。
３　前２項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
(3) 総会の決議があったものとみなされた日
(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第６章 理事会

（構成）
第３１条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）
第３２条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1) 総会に付議すべき事項
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）
第３３条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 代表理事が必要と認めたとき
(2) 理事総数の２分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき
(3) 第１５条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）
第３４条　理事会は、代表理事が招集する。
２　代表理事は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から２０日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも３日前までに通知しなければならない。

（議長）
第３５条　理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

（定足数）
第３６条　理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

（議決）
第３７条　理事会における議決事項は、第３４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）
第３８条　各理事の表決権は、平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
３　前項の規定により表決した理事は、第３６条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第３９条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所
(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。)
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第７章　資産及び会計

（資産の構成）

第４０条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1) 設立当初の財産目録に記載された資産
(2) 入会金及び会費
(3) 寄付金品
(4) 財産から生じる収益
(5) 事業に伴う収益
(6) その他の収益

（資産の区分）

第４１条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の１種とする。

（資産の管理）

第４２条　この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（会計の原則）

第４３条　この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。
(1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
(2) 活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
(3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

（会計の区分）

第４４条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の１種とする。

（事業計画及び予算）

第４５条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第４６条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を執行することができる。

２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（事業報告及び決算）

第４７条　この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに代表理事が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後３か月以内に総会の承認を得なければならない。

２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第４８条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（長期借入金）

第４９条　この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度内に償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第８章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第５０条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の議決を得なければならない。

２　定款の変更は、次に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的
(2) 名称
(3) 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
(5) 正会員の資格の得喪に関する事項
(6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
(7) 会議に関する事項
(8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）

(10) 定款の変更に関する事項

（解 散）
第５１条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
(1) 総会の決議
(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3) 正会員の欠亡
(4) 合併
(5) 破産手続開始の決定
(6) 所轄庁による設立の認証の取消し
２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。
３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）
第５２条　この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第１１条第３項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

（合併）
第５３条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章 公告の方法

（公告の方法）
第５４条　この法人の解散事由に係る公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
２　法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表に係る公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第１０章 雑則

（細則）
第５５条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事
副代表理事
理事
同
監事



3　この法人の設立当初の役員の任期は、第１６条第１項の規定にかかわらず、成立の日から令和１０年3月３１日 までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第４５条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、第４８条の規定にかかわらず、成立の日から令和９年3月３１日までとする。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正会員	個人 なし	団体 なし
賛助会員	個人 なし	団体 なし

(2) 年会費

正会員	個人 10,000 円	団体 10,000 円
賛助会員	個人１口　1,000 円（１口以上）	
	団体１口 10,000 円（１口以上）	

特定非営利活動こどものえんむすび会員名簿

令和8年9月1日

	氏名	区分	住所
1	[redacted]		
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			

令和7年度　フードパントリーえんむすび　収支決算報告書

自　令和7年4月1日　　至　令和8年3月31日

収入決算額： 3,047,565	支出決算額： 2,767,620	差引残高： 279,945

収入の部　　（単位：円）

科目	本年度予算額 (A)	本年度決算額 (B)	摘要
会費	0	15,000	
寄附金	700,000	1,047,980	
助成金	300,000	1,527,000	厚木市社会福祉協議会／厚木市／さわやか福祉財団／WE21ジャパン厚木／フローレンス
雑収入	0	33,800	ワークショップ参加費3回分（8月、11月、12月）
繰越金	423,785	423,785	
合計	1,423,785	3,047,565	

支出の部　　（単位：円）

科目	本年度予算額 (A)	本年度決算額 (B)	摘要
賃借料	360,000	375,800	事務所賃料／おやこ食堂会場使用料
水光熱費	36,000	19,197	事務所使用
通信費	66,000	61,988	公式LINE使用料、携帯通話料
交通費	300,000	210,120	ボランティア交通費
消耗品費	12,000	25,524	事務用品、消耗備品等
印刷製本費	36,000	20,843	パンフレット2,000部、開催チラシ印刷等
燃料費	36,000	18,000	運搬時ガソリン代
保険料	10,000	8,980	ボランティア保険、行事用保険
謝金	0	47,110	
雑費	20,000	239,771	ティラミス社外注
創立費（積立金）	124,000	0	
会費	0	12,800	
会議費	0	18,355	
支援費（食材費）	0	1,667,483	支援物資購入
運搬費	0	40,649	
租税公課	0	1,000	
合計	1,000,000	2,767,620	

差引残高　　279,945　円は、令和８年度に繰越いたします。

活動予算書

法人成立の日から令和9年3月31日まで

法人の名称　特定非営利活動法人 こどものえんむすび

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ 経常収益			
1．受取会費			
正会員受取会費	150,000		
賛助会員受取会費	60,000	210,000	
2．受取寄附金			
受取寄附金	1,120,000	1,120,000	
3．受取助成金等			
受取民間助成金	1,400,000	1,400,000	
4．事業収益			
子育ての孤立を防ぐ地域コミュニティ推進事業	1,229,000	1,229,000	
5．その他収益			
受取利息	2,000		
雑収益	50,000	52,000	
経常収益計			4,011,000
Ⅱ 経常費用			
1．事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
役員報酬	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
支援物資購入費	1,200,000		
運搬費(事業)	24,000		
旅費交通費(事業)	120,000		
消耗品費(事業)	111,000		
備品費(事業)	0		
会場費	15,000		
地代家賃	360,000		
光熱費	60,000		
印刷製本費(事業)	45,000		
会議費(事業)	36,000		
イベント費	495,000		
研修費	2,000		
諸謝金	85,000		
保険料	11,000		
通信費(事業)	106,000		
システム費	32,000		
支払手数料(事業)	6,000		
外注費	1,099,000		
その他経費計	3,807,000		
事業費計		3,807,000	
2．管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
運搬費	3,000		
旅費交通費	18,000		
消耗品費	3,000		
備品費	0		
印刷製本費	5,000		
会議費	12,000		
通信費	10,000		
交際費	40,000		
諸会費	21,000		
支払手数料	500		
租税公課	1,000		
雑費	20,000		
その他経費計	133,500		
管理費計		133,500	
経常費用計			3,940,500
当期経常増減額			70,500
Ⅲ 経常外収益			
1．固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
Ⅳ 経常外費用			
1．過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			70,500
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			70,500



フードパントリー

食品無料配布

子育て中のひとり親世帯等を対象に

月に一度、お米・缶詰・インスタント食品などの無料配布を行っています。

お気軽にお問い合わせください





◆事前登録が必要です（匿名利用不可）
◆食品の受取は予約制です（ただし、緊急の方はご連絡ください）
◆開催日時・場所などの詳細は、ホームページやSNSでご案内しています
※生活保護受給世帯は利用できません

＼お申し込みは 公式LINEから／

ホームページやSNSで活動風景などをお知らせしています

フードパントリー
えんむすび

ホームページ　Instagram　公式LINE

後援：社会福祉法人厚木市社会福祉協議会

厚木市市民活動登録団体　あつぎSDGsパートナー

えんむすびはこんな活動団体です



私たちは「食を通したつながり作り」をミッションに掲げ、現代社会で深刻化している「孤立」と「つながりの希薄化」の課題に焦点を当て、その解消に取り組んでいます。

活動の中心にあるのはフードパントリーです。食支援が必要な方々に食品を届けます。けれど、私たちは配布の場を単に「物を渡す」だけでなく、来場される方々との交流の場として、親子が安心して立ち寄れる「居場所」にしたいと思っています。食品をお渡しする際に交わす何気ない会話や、ボランティアとして関わる地域の方々との協力体制が、みなさんとの「つながり」を育むものになることを願っています。

誰もが誰かの役に立てる社会へ



私たちは、人と地域がつながることが、その人の「生きやすさ」に直結すると強く信じています。私たちが目指すのは「人と地域がつながり、お互いさまのやさしさと笑顔が共有される社会」です。そして「孤立や孤独を抱える人が、人のあたたかさに触れることのできる社会」でありたいと願っています。最終的には、支援や援助をする側、受ける側という垣根を無くし、「誰もが誰かの役に立てる社会」を実現することが私たちの目標です。食という入口から、地域の人々が互いに支え合い、笑顔で暮らせる未来を築くために、小さい一歩から活動を続けていきます。

なぜ、ひとり親世帯が対象なの？

近年、日本での離婚率は急速に上昇しています。子どもの貧困は特にひとり親世帯に多く、父子世帯よりも6倍多い母子世帯においては労働条件等を原因に子どもの貧困が起こりやすいという統計が出ています。「孤独な子育てはしんどい。でもつながって支え合えたら少しラクになるかもしれない。そのためにできることを小さなことから始めたい」そんな想いから、まずは孤立しやすいひとり親世帯へ食の配布を通してつながり作りを行っています。



利用世帯の感想

- 今の家庭事情では、お菓子は贅沢品なので気軽に買えません。お菓子が沢山いただけて子供も喜んでいます。ありがたいです。
- 毎月「これはいただいた食品だよ」と親子で感謝しながら食事をしています。
- 物価高のため、スーパーに出向いた際に欲しいものを我慢することが多く、自分ではあまり手に取れない食品をたくさんいただけて、すごく嬉しかったです。
- 毎回、食品だけでなく人の優しさに触れる事で、頑張ろうという気持ちにさせてもらっています。子供達にも、人に優しく手を差し伸べられる人になってほしいなと思います。
- 母子家庭は節約の日々です。ほんの些細な、他の家庭では何でもない事でも節約しながら暮らしています。外食なんて年に何回できるか…。今回、大好きな飲食店のお弁当を家族で食べられて本当に美味しく幸せでした。

厚木市市民協働提案事業

子育て・生活相談会

子育て世帯をサポートする相談員が、子育てや生活の悩みなどをお聞きします
厚木市内の子育て世帯はどなたでも参加できます

こんなお悩みありませんか？

親子間で問題を抱えている
子どものことで悩んでいる
うちの子だけ違う気がする

悩んでいるけれど
どこに相談したらいいか
わからない





心身に不調がある
人とうまく付き合えない
話を聞いてほしい

収入が不安定
家計の管理ができない
課題の整理が苦手



申込は随時受付中です

※参加無料／事前予約制

開催日時・場所の詳細は
ホームページにてご確認ください

相談会の内容やご状況により、食品類のお渡しも行っています

おやこの広場 同時開催

お子さんも一緒にお越しいただけます。相談中、ボランティアスタッフと遊びながら過ごすことができます

ホームページは
こちらから

【主催】フードパントリーえんむすび・厚木市

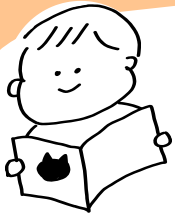
お問い合わせ：090-3738-0539（担当：毛木・高橋）

フードパントリーえんむすび　検索

「えんむすび」ってどんな団体？

私たちは、厚木市で食の配布や居場所づくりを行っている
ボランティア団体です。
相談員も同じ街で暮らす市民の一人。
専門家へつなぐ架け橋として、まずはあなたのお話を丁寧
に伺います。





相談当日のイメージ

☑ お子さんと一緒でも安心

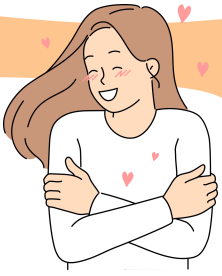
相談中、お子さんはボランティアスタッフと別スペースで楽しく遊べます

☑ プライバシーにも配慮

個別のお部屋で対応しますので、お話の内容が外に漏れることはありません

☑ おみやげのお渡しも

ご相談内容やご家庭の状況に合わせて
お米やレトルト食品、お菓子などの詰め合わせをお渡し



生活相談会のQ&A

Q：どんな小さな悩みでも相談していいの？
A：もちろんです。「誰かに話を聞いてほしい」それだけでも立派な理由です。

Q：お金はかかりますか？
A：参加はすべて無料です。事前予約制ですので、お気軽にお申込みください。



お気軽にご相談ください

生活相談会のほか、「おやこの広場」や「軽食提供」も行っています
会場の様子はInstagram等、各種SNSでご確認いただけます

令和9年度市民協働提案事業 第二次審査点数表

団体名　　あつぎストリートフェス実行委員会

提案事業名　あつぎストリートフェス

項目	審査のポイント	点数							合計
		委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	委員F	委員G	
必要性	地域や社会の課題を的確に捉え、市民協働事業として実施することで、地域課題の解決につながるか。	4	3	4	4	4	5	4	28
先駆性	市民活動団体の特性をいかした柔軟な視点での事業内容か。	4	3	4	4	4	5	4	28
実現性	市民活動団体の知識や経験をいかし、計画的で、事業実施期間内に達成できる年間スケジュールが立案されているか。	4	4	5	4	4	5	3	29
発展性	提案された事業は、今後の成果の広がりと継続が期待できるか。	4	3	4	4	4	5	4	28
役割分担 費用の妥当性	行政と市民活動団体の役割分担が明確であり、事業実施するための適正な経費が積算されているか。	4	3	4	3	4	5	3	26
団体の 実施能力	市民活動団体として自立し、事業を遂行する組織体制等が整っており、問題解決能力があると認められるか。	4	4	5	3	4	5	3	28
合計		24	20	26	22	24	30	21	167
可否		可	可	可	可	可	可	可	

第二次審査結果	○

【意見等】

・1年目からこれまでの運営の実績から、実現性と団体の実施能力については、5点を付けました。
・過去の様子を見せていただき、とても盛り上がっているようで感動しました。プロの方も輩出されたそうで、若いアーティストたちの希望になると思いました。

令和9年度市民協働提案事業 第二次審査点数表

団体名　　厚木市体操協会

提案事業名　トップアスリートの実技指導や講話を通じて、児童の「夢」を育み、スポーツへの興味関心を高める。

項目	審査のポイント	点数							合計
		委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	委員F	委員G	
必要性	地域や社会の課題を的確に捉え、市民協働事業として実施することで、地域課題の解決につながるか。	4	3	5	4	3	5	4	28
先駆性	市民活動団体の特性をいかした柔軟な視点での事業内容か。	4	3	5	4	3	5	3	27
実現性	市民活動団体の知識や経験をいかし、計画的で、事業実施期間内に達成できる年間スケジュールが立案されているか。	4	3	4	4	3	5	4	27
発展性	提案された事業は、今後の成果の広がりと継続が期待できるか。	3	4	4	4	3	5	3	26
役割分担 費用の妥当性	行政と市民活動団体の役割分担が明確であり、事業実施するための適正な経費が積算されているか。	3	3	4	4	4	5	3	26
団体の 実施能力	市民活動団体として自立し、事業を遂行する組織体制等が整っており、問題解決能力があると認められるか。	3	3	4	3	4	5	3	25
合計		21	19	26	23	20	30	20	159
可否		可	可	可	可	可	可	可	

第二次審査結果	○

【意見等】

・発達障がいなどのこどもたちが参加できるということは、先駆性があると思います。
・厚木市では、体操を本格的にする施設がないということで、必要性も大きいと思います。
・こちらの事業を通して、厚木市からオリンピアンが輩出される日が来ると期待が持てる事業内容でした。継続は大変だと思いますが、是非頑張ってほしいです。何より、お子さんたちが笑顔でキラキラしていると聞けてうれしくなりました。

令和9年度市民協働提案事業 第二次審査点数表

団体名　　特定非営利活動法人こどものえんむすび

提案事業名　地域子育て支援プラットフォーム運営事業

項目	審査のポイント	点数							合計
		委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	委員F	委員G	
必要性	地域や社会の課題を的確に捉え、市民協働事業として実施することで、地域課題の解決につながるか。	4	4	5	4	4	5	4	30
先駆性	市民活動団体の特性をいかした柔軟な視点での事業内容か。	4	4	5	4	4	5	3	29
実現性	市民活動団体の知識や経験をいかし、計画的で、事業実施期間内に達成できる年間スケジュールが立案されているか。	4	4	5	4	3	5	3	28
発展性	提案された事業は、今後の成果の広がりと継続が期待できるか。	4	4	4	4	3	5	4	28
役割分担 費用の妥当性	行政と市民活動団体の役割分担が明確であり、事業実施するための適正な経費が積算されているか。	4	4	4	4	3	5	3	27
団体の 実施能力	市民活動団体として自立し、事業を遂行する組織体制等が整っており、問題解決能力があると認められるか。	4	4	5	3	3	5	3	27
合計		24	24	28	23	20	30	20	169
可否		可	可	可	可	可	可	可	

第二次審査結果	○

【意見等】

・困っている家庭への取組は、必要性が高い。
・カレンダーの作成は、先駆性がある。
・令和4年から地道に活動しており、実現性と団体の実施能力も十分であると考える。
・「聞いて寄り添う」そして「つなぐ」という姿勢に感銘を受けました。一人で悩んでいる方の話を聞いていただき、希望が持てるのではないでしょうか。素晴らしい事業です。是非継続をして行ってください。